

別紙 1

78 地域密着型 通所介護	1 地域密着型通所介護 事業所 2 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
		時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
		入浴介助体制	1 なし 2 あり	
		中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
		個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ	
		認知症加算	1 なし 2 あり	
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
		栄養改善体制	1 なし 2 あり	
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
		個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
		入浴介助体制強化加算	1 なし 2 あり	
		サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
		介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

別紙 2

78 地域密着型通 所介護	1 地域密着型通所介 護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
		時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
		入浴介助体制	1 なし 2 あり
		中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
		個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ
		認知症加算	1 なし 2 あり
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
		栄養改善体制	1 なし 2 あり
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり

6-1 通所介護費（平成28年4月1日～）

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	介護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	認知症加算
イ 通常規模型通所介護費	(1)3時間以上5時間未満	要介護1 (380単位) 要介護2 (436単位) 要介護3 (493単位) 要介護4 (548単位) 要介護5 (605単位)		×70/100							
	(2)5時間以上7時間未満	要介護1 (572単位) 要介護2 (676単位) 要介護3 (780単位) 要介護4 (884単位) 要介護5 (988単位)									
	(3)7時間以上9時間未満	要介護1 (656単位) 要介護2 (775単位) 要介護3 (898単位) 要介護4 (1,021単位) 要介護5 (1,144単位)			9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位						
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	(1)3時間以上5時間未満	要介護1 (374単位) 要介護2 (429単位) 要介護3 (485単位) 要介護4 (539単位) 要介護5 (595単位)	×70/100	×70/100							
	(2)5時間以上7時間未満	要介護1 (562単位) 要介護2 (665単位) 要介護3 (767単位) 要介護4 (869単位) 要介護5 (971単位)	×70/100	×70/100							
	(3)7時間以上9時間未満	要介護1 (645単位) 要介護2 (762単位) 要介護3 (883単位) 要介護4 (1,004単位) 要介護5 (1,125単位)			9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+45単位	1日につき+46単位	1日につき+56単位	1日につき+60単位
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	(1)3時間以上5時間未満	要介護1 (364単位) 要介護2 (417単位) 要介護3 (472単位) 要介護4 (524単位) 要介護5 (579単位)		×70/100							
	(2)5時間以上7時間未満	要介護1 (547単位) 要介護2 (647単位) 要介護3 (746単位) 要介護4 (846単位) 要介護5 (946単位)									
	(3)7時間以上9時間未満	要介護1 (628単位) 要介護2 (742単位) 要介護3 (859単位) 要介護4 (977単位) 要介護5 (1,095単位)			9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位						

注	注	注	注	注
若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合
1日につき+60単位	1回につき+150単位 (月2回を限度)	1回につき+150単位 (月2回を限度)	1日につき-94単位	片道につき-47単位

サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算
(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ (1回につき 18単位を加算)	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき +所定単位×40/1000)
(2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ (1回につき 12単位を加算)	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき +所定単位×22/1000)
(3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1回につき 6単位を加算)	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +(2)の90/100)
	(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき +(2)の80/100)

注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

居宅サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅介護支援・介護予防支援

施設サービス等

居宅サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅介護支援・介護予防支援

施設サービス等

7-1 通所リハビリテーション費

基本部分	注P289		注P292	注P292	注P292	注P292	注P294		
	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	理学療法士等体制強化加算	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	
イ・ロP286~									
イ 通常規模の事業所の場合	(1)1時間以上2時間未満	要介護1 (329単位) 要介護2 (358単位) 要介護3 (388単位) 要介護4 (417単位) 要介護5 (448単位)	1日につき+30単位						
	(2)2時間以上3時間未満	要介護1 (343単位) 要介護2 (398単位) 要介護3 (455単位) 要介護4 (510単位) 要介護5 (566単位)							
	(3)3時間以上4時間未満	要介護1 (444単位) 要介護2 (520単位) 要介護3 (596単位) 要介護4 (673単位) 要介護5 (749単位)							
	(4)4時間以上6時間未満	要介護1 (559単位) 要介護2 (666単位) 要介護3 (772単位) 要介護4 (878単位) 要介護5 (984単位)							
	(5)6時間以上8時間未満	要介護1 (726単位) 要介護2 (875単位) 要介護3 (1,022単位) 要介護4 (1,173単位) 要介護5 (1,321単位)							
ロ 大規模の事業所(一)の場合	(1)1時間以上2時間未満	要介護1 (323単位) 要介護2 (354単位) 要介護3 (382単位) 要介護4 (411単位) 要介護5 (441単位)	1日につき+30単位						
	(2)2時間以上3時間未満	要介護1 (337単位) 要介護2 (392単位) 要介護3 (448単位) 要介護4 (502単位) 要介護5 (558単位)							
	(3)3時間以上4時間未満	要介護1 (437単位) 要介護2 (512単位) 要介護3 (587単位) 要介護4 (662単位) 要介護5 (737単位)							
	(4)4時間以上6時間未満	要介護1 (551単位) 要介護2 (655単位) 要介護3 (759単位) 要介護4 (864単位) 要介護5 (969単位)							
	(5)6時間以上8時間未満	要介護1 (714単位) 要介護2 (861単位) 要介護3 (1,007単位) 要介護4 (1,152単位) 要介護5 (1,299単位)							

注P296	注P296		注P298	注P298	注P298	注P300	注P302	注P304	注P306	注P306	注P308
短期集中個別リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	重度療養管理加算	中重度者ケア体制加算	事業所と同一建物から利用する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	事業所が送迎を行わない場合
1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1,920単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき+2,000単位)	利用開始日の属する月から3月超6月以内(1月につき+1,000単位)	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+100単位	1日につき+20単位	1日につき-94単位	片道につき-47単位

(編注) 事務連絡では「病院又は診療所の場合」と「介護老人保健施設の場合」とで分けられていますが、本書ではまとめて掲載しました。

[次ページに続く]

居宅サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅介護支援・介護予防支援

施設サービス等

居宅サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅介護支援・介護予防支援

施設サービス等

別紙5

2の2 地域密着型通所介護費 (平成28年4月1日～)

基本部分	注		注	注	注	注
	利用者の数が利用定員を超える場合	又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満 要介護1 (426単位) 要介護2 (488単位) 要介護3 (552単位) 要介護4 (614単位) 要介護5 (678単位)		×70/100			
	(2) 5時間以上7時間未満 要介護1 (641単位) 要介護2 (757単位) 要介護3 (874単位) 要介護4 (990単位) 要介護5 (1,107単位)					1日につき+50単位
	(3) 7時間以上9時間未満 要介護1 (735単位) 要介護2 (868単位) 要介護3 (1,006単位) 要介護4 (1,144単位) 要介護5 (1,281単位)	×70/100	×70/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	+5/100	
ロ 療養通所介護	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)					
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)					
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ (1回につき 18単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ (1回につき 12単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算 (II) (1回につき 6単位を加算)					
	(4) サービス提供体制強化加算 (III) (1回につき 6単位を加算)					
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×22/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + (2) の90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき + (2) の80/100)					

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注	注		注	注	注	注	注	注	注
中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算 (I)	個別機能訓練加算 (II)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	個別送迎体制強化加算	入浴介助体制強化加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合
1日につき+45単位	1日につき+46単位	1日につき+56単位	1日につき+60単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位 (月2回を限度)	1回につき+150単位 (月2回を限度)			1日につき-94単位
							1日につき+210単位	1日につき+60単位	片道につき-47単位

居宅サービス・介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス

居宅介護支援・介護予防支援

施設サービス等

居宅サービス・介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス

居宅介護支援・介護予防支援

施設サービス等